

## 鈴鹿市水道工事発注基準

(平成 10 年 7 月 1 日水道局告示第 2 号)

最終改正 令和 8 年 6 月 1 日

### 1 発注基準

- (1) 水道工事の入札に参加できる者は、鈴鹿市水道工事請負業者格付要綱（以下「要綱」という。）により格付をされた者であって、上下水道事業管理者が別に定める技術者を配置できる者（以下「業者」という。）とする。
- (2) 設計金額が 200 万円を超える水道工事の発注基準は、次の表のとおりとする。

等級		水道工事の設計金額
本店	A	1,500 万円以上
	B	500 万円を超え 3,500 万円未満
	C	200 万円を超え 1,000 万円未満
支店	A	10,000 万円以上

- (3) 設計金額が 200 万円以下の水道工事については、全等級の業者を選定の対象とする。

### 2 特例

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、前項第 2 号の表の定めにかかわらず、要綱の規定により格付をされた上位又は下位業者を対象とすることができる。
- ア 入札参加者が入札執行規定数を満たすことができず入札が中止となり、再度の入札に付する場合
- イ 入札が不調となり再度の入札に付する場合
- (2) 特別の事由がある工事等の施行に当たり、次のいずれかに該当するときは、前項第 2 号の表の定めにかかわらず、要綱の規定により格付をされた上位業者を選定することができる。
- ア 特別の技術を必要とするとき。
- イ 当該工事の内容が、特別の資格等を要するものであるとき。
- ウ 大規模工事に密接な関連のある工事について、現に当該大規模工事を履行中又は履行した（履行後 1 年未満）上位業者を選定する必要があると認められるとき。

エ 工事が将来行われる大規模工事に直接関連する工事であり、上位業者を選定する必要があると認められるとき。

オ 適正工期より短期間で施工の必要があると認められるとき。

カ その他上記に準ずる特別の事由があるとき。

附 則

この基準は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鈴鹿市水道工事発注基準は、この告示の施行の日以後に入札の公告をする水道工事について適用し、同日前に入札の公告をした水道工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鈴鹿市水道工事発注基準は、この告示の施行の日以後に入札の公告をする水道工事について適用し、同日前に入札の公告をした水道工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鈴鹿市水道工事発注基準は、この告示の施行の日以後に入札の公告をする水道工事について適用し、同日前に入札の公告をした水道工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鈴鹿市水道工事発注基準は、この告示の施行の日以後に入札の公告をする水道工事について適用し、同日前に入札の公告をした水道工事については、なお従前の例による。